

平成30年 第4回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成30年3月16日

品川区教育委員会

平成30年第4回教育委員会臨時会

日 時 平成30年3月16日(金) 開会：午後4時
閉会：午後6時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍 聴 人 数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第14号議案 品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について
- 第15号議案 品川区小中一貫教育要領の改訂について
- 第16号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（教員異動）
- 第17号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（再任用）
- 第18号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（指導主事）
- 第19号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（事務・栄養士）
- 第20号議案 区固有教員の任免等について（採用・異動・人事交流・昇任）
- 第21号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用・異動・昇任）
- 第22号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産休代替・任用）
- 報告事項1 平成29年度教育次長賞の受賞者について
- 報告事項2 学事制度審議会第18回の報告について
- 報告事項3 平成29年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
- 報告事項4 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報告事項5 目黒サービスコーナーの開設について

【教育長】 ただいまから平成30年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の署名委員には、富尾委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてお諮りいたします。日程第1、第16号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（教員異動）から、第17、18、19、20、21、22号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産休代替・任用）、及び日程第2の報告事項4 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）、これらの会議の持ち方についてお諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第14号議案 品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、第14号議案 品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

わかりやすいところで次ページのほう、新旧対照表になっておりますのでごらんいただければと思います。ごらんいただきますと、新のほうに17番から18、19と3つの職種を今回追加したいと考えております。

まず初めに17番、学校施設専門員でございます。こちらにつきましては、今現在、再任用でおる職員が、かなり技術も高いということで、このまま継続をして雇用をして、技術職員ですので、なかなか技術の継承というのが非常に時間がかかるということもあわせて、今回65歳で退職、再任用の任期満了を迎えるんですけれども、新たに学校専門非常勤という形で庶務課のほうで雇用をしていきたいと考えております。

2つ目です。18番、埋蔵文化財専門指導員です。こちらにつきましては、埋蔵文化財を発掘する際に、やはり専門知識の高い者の指導等が必要となってございます。ただ、品川区のほうについては、現在のところ、こういった指導員がいないという状況で、23区の中でも指導員がいないというのが品川区のみという形になっております。それで新たにこの職種を新設しまして、募集をかけていくということで職種の新設をしてございます。

続きまして、スクール・サポート・スタッフでございます。こちらにつきましては、教員の働き方改革によりまして、国、都のほうから費用が出まして、品川区内、一定数の学校以上に、このスクール・サポート・スタッフを配置しまして、教員の事務関係、こういったところのサポートをする専門非常勤を今回設けているところでございます。

この3つが新しく追加となりますので、ぜひよろしくご審議のほうお願いいたします。
私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いします。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 この17番の学校施設専門員って、何か技術的なというお話だったんですけれども、具体的にはどんな。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 これは建築の職員になります。学校施設というのは、基本的には建築の職員が総括をしまして、機械の職員、電気の職員という形でいろいろ指示をしていくような形になると思います。ですので、今後、建築職員の育成というのは非常に大事なところになっておりますので、今回改めて設けてということでございます。

【教育長】 私のほうからお尋ねをします。その職員というのは、学校改築の際に専門性を発揮するだけではなくて、日常の保守点検とか、そういった場面でも活用できるということですか。

庶務課長。

【庶務課長】 この職員が現在配置をしているところが施設係で、改築というよりは学校の修繕等の担当をしている状況でございます。

【教育長】 ほかはいかがですか。

富尾委員からどうぞ。

【富尾委員】 19番のスクール・サポート・スタッフについてですけれども、働き方改革の補助金が出てということですが、補助金が出なくなったらどうなるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 次年度から初めてスタートするものですが、国全体では3,600校、おおむね500人程度の学校と言われていまして、都では200校、本区では13校が指定されています。それとは別に、本区では、TRA、Teacher's Room Assistant、教育事務支援員という、非常勤ではなく報償費対応の職員を配置してまいります。スクール・サポート・スタッフに係る補助金はなくならないでほしいと思っておりますけれども、TRAのような区独自のものも活用しながら、学校を支援していきたいと考えておりますので、さまざまな視点で対応していきたいと思っております。なお、区独自のTRAは、中・小規模の学校に対しても配置してまいります。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 どうですか。今の件に関しては。よろしいですか。今のスクール・サポート・スタッフ。品川区のほうでもこれは国と都のほうが予算化しなければ、先ほどの、私たちはTRAですのでトラさんと呼んでいるんですが、TRAを多くの学校にシフトしていきたいと考えてはいましたが、せっかく国と都が予算配分してくれるということなので、こちらのほうを最大限に生かしていこうというような形になっています。大体2年から3年ぐらいは、これは様子見てやるんでしょうかね。

指導課長。

【指導課長】 最低でも2年はあるだろうと見ております。

【教育長】 その間に教員の働き方改革がまた進んでくれば状況は変わってくるのかも
しれません。

どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 そのお仕事の中身に関してなんですけれども、当然、先生
のサポート、特に校務事情についてのサポートということになれば、扱う情報というのは
子供に関する情報がほとんどだと思うのですね。そうするとやっぱり守秘義務というのが
一番大きな問題になるのだと、今度ね。非常勤職員の規則の中に守秘義務がどのぐらい書
いてあるかちょっとわかりませんが、当然そういうものがあるなと思っているので、
そこだけ確認をしたいなと思います。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 要綱等にも守秘義務について定めてあります。実際にやっていただく仕
事の内容ですが、学校便りや学年便り等の印刷ですとか、周年行事のお手伝いですとか、
そういったちょっとしたことなんです、お手伝いがあると教員にとっては大変助かる
というようなことについて、仕事を依頼していただくと考えております。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 18番の埋蔵文化財専門指導員ということですが、これは具体的にはど
ういう方を想定しているのか。大学の先生とか。それとも一つ、それに関連して、以前、
品川歴史館の何か専門員みたいなのがありましたよね。それとはどういう関係になるん
でしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 まず、この埋蔵文化財専門員というのは、これは基本的には学芸員な
んですけれども、ただ、学芸員の中も博物館をやる学芸員さんとか、いろいろな文化財を
調査する方たちとかもいるんですが、要するに発掘を専門として、土に埋まっている文化
財を専門として扱う学芸員、これが対象の職員となります。

それから歴史館のほうも、基本的には博物館というある程度位置づけがありますので、
そういう対応の学芸員を用意しておまして、おとしまでは、その中に、発掘に詳しい
学芸員もいたんですが、昨今なかなか非常勤で雇うことというのが難しくなっておりま
して、こういった方たちもやはり生活等もありますので、最近では正規職員で採用するとい
う自治体も増えておまして、そういったところがなかなか非常勤で雇用するのが難しい
というような状況はございます。

以上です。

【教育長】 塚田委員、よろしいですか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 学校改築が増えてきて、先般の城南小学校のように、やはり掘ったところ、
また対応が必要になってくるケースも、今後また多くなることが考えられるということも
1つにあるのかもしれない。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑がないようございますので、第14号議案について採決をしてきたい

と思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第14号議案 品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続きまして、日程第1、第15号議案 品川区小中一貫教育要領の改訂について、理事者から説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、品川区小中一貫教育要領の改訂についてご説明いたします。まず資料の2-2をごらんください。本区では、平成17年7月に品川区小中一貫教育要領を制定し、平成20年3月の学習指導要領改訂に合わせて、平成22年5月に改正を行ってまいりました。今回、平成29年3月に改訂されました学習指導要領、この改訂に伴って品川区小中一貫教育要領を全面改訂し、品川区立学校教育要領として定めることにつきまして、ご審議をお願いしたいと思っております。

今回の改訂ですけれども、品川教育ルネサンス-For The Next Generation-の3つの柱の1つとして行うものでございます。この品川教育ルネサンスには3つの柱がございまして、一つ目の柱が一番左側にありますように、小学校、中学校、義務教育学校の3つの校種が併存する中で、各学校が特色や個々の可能性を高める学校制度を確立するというものでございます。前回と異なり、平成27年の6月の学校教育法一部改正に伴いまして、平成28年4月から、本区におきましては小学校、中学校、そして義務教育学校の3校種体制になったことから、これまで「品川区小中一貫教育要領」と名づけておりましたが、「品川区立学校教育要領」と名称を変更していきたいと考えております。こうした3校種体制の中で、地域の特性やこれまで行ってきた品川教育の方向性を踏まえた4つの重点を設定していきたいと思っております。

重点の1つ目は、知・徳・体をバランスよく兼ね備えること。2つ目は、困難に負けず生き抜く力をもつこと。3つ目は、地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献すること。4つ目は、伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野をもつこと。この4点につきましては、教育基本法の教育の目標に基づくものでありますし、学習指導要領でもここが重視されているところでございますけれども、特に2、3、4につきましては、これまで本区で行ってきた市民科、そして英語科でつけたい力を示してきた部分、これを重点として改めて設定していきたいと考えております。こちらにつきましては、品川区立学校教育要領の前文にも明示しているところでございます。

右側をごらんください。学校の主体性を高め地域との協働により特色づくりを行う品川コミュニティ・スクールの推進でございます。今回の学習指導要領では、子供たちに求められる3つの資質・能力、こちらは学力ということになりますが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、そして学びに向かう力・人間性等ということですが、これらの資質・能力を社会と共有して連携しながら社会に開かれた教育課程を重視する。社会と一緒に子供たちを育てるというところが、今回の学習指導要領で重視されているところでございます。

本区では、品川コミュニティ・スクールの推進を行っているところですけれども、これはまさに家庭や地域の協力を得ながら教育課程の改善・実施を図り、児童生徒の健やかな成長を目指すものであります。これが社会に開かれた教育課程の実現に資するものであるということを教育要領の23ページに示しました。

カリキュラム・マネジメントの中に、校区教育協働委員会が行う学校関係者評価を位置づけ、社会に開かれた教育課程を実現する。また、教育課程の実現に当たっては、学校支援地域本部を活用し、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等を行い、効果的かつ持続可能な学校体制を整えるということで、新学習指導要領に準じて、本区としては品川コミュニティ・スクールの両輪、校区教育協働委員会と学校支援地域本部で、社会に開かれた教育課程を実現していきたいという思いを込めてここで示しております。

そして、今回の大きな柱となりますルネサンスの3本目の柱ですけれども、次代を生き抜く児童生徒を育成する品川区立学校教育要領の策定であります。今回の国の学習指導要領では、先ほど申し上げた、新しい時代に必要となる3つの資質・能力、知識・技能、思考力・判断力・表現力、そして学びに向かう力・人間性等掲げておりますけれども、それを育成するには、初等・中等教育を通じた資質・能力の育成の重視ということがうたわれています。ですので、各学校種でそれぞれがそれぞれの教育課程を行うのではなくて、初等・中等教育全体を通して、1つの流れの中で子供たちを育てていきたいと思いますという視点が非常に重く示されているということになります。これにつきましても、本区が10年以上にわたって行ってきた一貫教育、これが国においても重要として捉えられ、学習指導要領の中で示された結果だと考えております。ですので、そうしたことを踏まえて、一貫教育の理念を継承していくということで、品川小中一貫教育要領を踏まえたこれまでの実践の成果を生かし、義務教育9年間を一貫とした学びとして捉える理念を継承してまいりたいと考えております。

また、これまでの一貫教育の柱でありました市民科、そして1年生からの英語科、これにつきましては内容の改善を図り、継続実施していきたいと思っております。また市民科につきましては、各中学校区や各学校が目指す児童生徒像の実現に向けた一貫プランの時間を設定してまいりたいと思っております。一貫プランにつきましては、後ほど市民科のところでご説明申し上げたいと思っております。

ちなみに、品川区立学校教育要領施行までのスケジュールでございますが、こちらにつきましては、国の学習指導要領に準じまして、今年度中に告示、そして平成30・31年度はおおむね国に準じて移行措置期間としていきたいと考えております。英語につきましては国と同様、5、6年生は年間50時間、そして平成32年度は、70時間となります。また、市民科については全学年で全面実施となります。平成33年度には7年から9年で全面実施という流れでございます。

各教科等の特徴に入る前に、この教育要領でございますけれども、これまでどのようにつくってきたかという経緯でございますが、平成28年度から品川教育検討委員会、そしてその下部組織として各教科等検討委員会を設置して、これまでの品川区小中一貫教育要領のそれぞれの教科の評価、また新しい教育要領が目指すもの、各教科での具体策等を検討してまいりました。親会である品川教育検討委員会は、平成28年度は4回、今年度、

平成29年度は3回実施してきております。その間、各教科等検討部会でありますけれども、教科によって若干差がありますが、平成28年の12月から今年度にかけて約10回、月1回のところもありますし、2カ月に1回のところもありますが、ここで、それぞれ、これまで実践してきたことを踏まえながら検討を行ってまいりました。ちなみにこの下部組織の教科等検討部会ですけれども、こちらについては、教員が107名参加しております。各教科によって人数が異なりますが、市民科につきましてが一番多くて、24名が参加しているところです。

そうした中で、各教科の特徴というところにつながってくるわけなんですけれども、こちらにつきましては、資料の2-1、教育要領の案になりますが、こちらをご覧くださいながらご説明をしていきたいと思っております。

まず教育要領全体の工夫というところですが、一貫教育という視点で、1冊で1年生から9年生までの流れがわかるようにといった要望が委員から強くありました。ですので、こちらについては、各教科ごとに9年間見渡せるような見開きのページにしております。また、独自に1年生からの英語科、人間形成の柱として市民科を設定しているところです。

では、まず国語科を例にしてご説明申し上げたいと思います。28ページをごらんください。最初のところですが、各教科と専門部会の先生方が、これまでの一貫教育要領に基づく実践から、実際に学校現場で授業を行ってきた課題は何だったのかということについて洗い出しを行いました。教育委員会でお伝えしてきたところですが、これまで学校では、一生懸命、漢字指導を行ってきたんですが、音読みはできるんだけど、訓読みが定着していない。「試験」といったら「試験」の「試」の字は書けるんだけど、「試みる」といったときに「こころみる」と読めない。「しみる」と読んでしまう。そういった学力調査の結果ですとか、自身の授業の中から感じられたことについて協議しながら課題を見出していきました。

その中で子供たちの語彙も少ないのではないかという意見もでてきました。とすると語彙や語感、そういったものをしっかり豊かに育てるための指導が必要なのではないか。課題を克服するための視点というところに出ています。

また、運動会を振り返ってですとか、遠足の思い出ですとか、「好きなことを書いていいよ。」と言われたときにはいくらでも書けるのですが、字数が決められて、複数の資料を読んで、そこから根拠を見出す、つまり複数の情報を比較したり関連付けたりして、そこから根拠を見つけ、考えを広め深めていく、そうした学習が苦手であるということがわかってきましたので、これまで以上に指導の工夫が必要なのではないか。

さらに学校図書館、地域の図書館の活用が未読率をなくすためにも必要なのではないかということで、課題を克服するための視点として挙げています。

そして30ページは「具体的な手立て」として、学び直しの時間の確保が必要だということも挙げています。漢字は1回で定着するということはないので、繰り返し繰り返し学んでいくことが必要ですが、漢字だけではなく、語彙を増やすためには、新しく覚えた言葉をほかの言葉に言い換えたり、辞書を引いたり、また、学んだ言葉で例文をつくらせたり、そういったことを楽しみながら行い、語彙を増やしていくことが必要なのではないか。そうした手立てが出てきたところです。そういったことを踏まえて、今回、教員の中から、漢字だけではなくて言葉の特徴や使い方に関する事項ですとか、また古文・漢文のような、

我が国の言語文化に関する事項に係る教材をつくっていききたいという提示が出てきたところです。

今、国語を中心に説明させていただきましたが、ほかの教科も同様の流れで、それぞれの部会で検討してきました。社会科でございますけれども、これまで行ってきたフィナンス・パークと市民科との関連を図った指導を8年生でしっかりやっていきたい、それから57ページにありますように、9年生で卒業論文を書かせたい、この思いが社会科の教員に強くありました。課題テーマと自由テーマの2つを書かせたい、これを通して子供たちの思考力・判断力・表現力を高めていきたい。事務局からは、大変なのではないかという意見を出させていただきましたが、社会科の教員としては、是非卒業論文を書かせたい。ただし、これをやるためには卒業論文の作成に向けた新たな教材を社会科部会でつくっていききたいという声が挙がっております。

また、これまでのお伝えしたように、地図の見方、品川区の位置がわからないといった児童もおりますので、地図の見方などを示した3-6年生用の独自教材をつくっていききたいという希望が出ているところです。

続いて、算数／数学でございます。算数／数学につきましては、82ページの数と計算、数と式のところをご覧ください。ここで、2年生の(2)、加法及び減法のアの(2)のところですが、学習指導要領では、2年生に4位数の加法・減法は入っていないですが、子供たちが日常生活の中で1,000円札を持ってお買い物に行くということもあろうかと思っておりますので、取り入れたところです。

また、5年生の円錐・角錐、こうした内容についても、立体の模型を使いながら子供たちにいろいろな立体があるんだということを学ばせたいということで、これまでの実践を踏まえて出てきたところです。正負の数も然りです。正負の数、これは7年生になったときに正負の数を学ぶのですが、間違いが多い、なかなか定着しないということで、繰り返しやれるようにということで6年生で行うようになっております。

理科でございますけれども、104ページをごらんください。3年生のところで、粒子を柱とした内容、真ん中のイより下のところになりますが、金属の種類と性質というところです。金属には、磁石につかないものをつくものがある。そこがまずわかっていることが、その後の7年生の身の回りの物質につながっていく。木はつかない、でも金属なら何でも磁石につくのだろうか、鉄や銅やアルミやさまざまなものを試してみる、3年生なら楽しみながら学べるのではないかということで、あえてこの学年に入れてあります。6年生の空気の重さについても同じでございます。

特に理科には特色がございます、116ページ、「理科の内容の構成をご覧ください。理科は単元別になっていきますので、どこどこにつながっていくのか。例えば下の学年で学んだことが、上の学年でどういうふうにつながっていくのか。そういったことが教員にも一目瞭然で分かるように、見開きのページとしています。ただ、こうした形式は全ての教科にはつくれない内容でありますので、社会科と理科に関してのみこのような形で示しているところです。

続いて生活ですが、こちらについては3年生の社会や理科につながっていく、この関連性について明記をしているところです。

音楽については、これまでも品川区で大事にしてきた和楽器を含む我が国や郷土の音楽

の学習を充実、これも今回の学習指導要領にしっかりうたわれているところですが、特に琴の実技指導については、5年生と7年生できちんとやっていくことを明示いたしました。

そして図画工作／美術、153ページをご覧ください。7年、8年、9年の造形遊びをする活動ですが、こちらについては、図画工作部・美術部の先生方から、一貫教育を行っていく上で必要である。制作活動をするときに、自由に試行錯誤する時間を設定することで、表現の幅を広げていくことが子供たちの感性を育むことにつながるのではないかということで加えた部分でございます。

家庭科／技術・家庭でありますけれども、今回の国の学習指導要領でも他教科との関連ということを重視しております。こちらについては、特に技術で学ぶプログラミング学習や情報セキュリティについて、市民科と関連づけて学べるようにしているところです。

そして体育／保健体育、こちらについては、品川スポーツトライアル、ワンミニッツエクササイズの取り組みによる体力向上、また、オリンピック・パラリンピックの意義や価値等の学習、例えばフェアプレーですとか、友情ですとか、敬意、尊重、そういったものをしっかり、意義・精神を学ぶ学習を位置づけたところでございます。

そして英語、これについては1年生から9年間を通したリテラシーの学習を行ってまいります。他区、他市からの転入者もおりますので、指導者用の手引きをつくっていくということについて教員から強い希望がございますので、作成してまいります。

そして市民科でございます。市民科につきましては、こちらは特別の教科 道徳、そして総合的な学習の時間、特別活動を網羅した内容になっておりますので、特に特別の教科道徳の部分の国際理解、生命尊重、自然愛護、環境などの教育課題を、これまでの市民科に追加したところでございます。そちらが238ページ、239ページに示してございますけれども、例えば1、2年生のCの「自治的活動領域」のア「秩序形成能力」のところですが、「動物や植物などの生き物を大切にすることで命の大切さを理解すること」を「生命尊重」に、それから、8年生から9年生の同じくCの「社会的判断・行動能力」のところの「世界的な問題に関心を持ち、さまざまな立場や考え方を尊重し、国際社会の貢献について自分の考えを持つこと」、それを「国際理解」に位置づけております。また、3、4年生のEの「将来設計領域」のウ、「社会貢献能力」、「身近な生活や地域の中の環境問題の解決に向けて取り組むことができること」を「自然愛護」、「環境」として位置づけております。ほかにも幾つか追加したところがございます。

次に「一貫プラン」の設定というところですが、一貫プランにつきましては、市民科の新たな取り組みとして242ページに示したところでございます。一貫教育を進めていく上で、各中学校区における目指す児童生徒像を定め、市民科と関連づけてテーマ等を設定していきます。各学校は、設定したテーマに基づき、各学校の特色を生かした教育活動をカリキュラム・マネジメントの中心に位置づけて行っていくことを考えております。内容は各中学校区、また各校の創意工夫によって変わってくるものと捉えております。こうした点が今回の市民科の特徴であります。

さらに、これまで体育でやってきた武道でございますけれども、5、6年生の体育で、時数が減るということを踏まえると、委員からは体育ではできないだろうという意見が出されました。ただ、日本の伝統文化を重視する教育要領の重点を考えると、市民科の5、

6年生で、これまでの内容を生かして、体験として武道を位置づけていくことが重要だろうということになり、今回242ページ、アの市民科学習の(カ)のところになりますが、文化創造領域によって、第3学年、第4学年では茶道、第5学年及び第6学年では武道の体験を通して学習を行うことと明記したところでございます。

そして特別支援学級・特別支援教室、これまでは別冊として示していましたが、手引きとして示していた部分でございますが、今回は特別支援教育をどの学級でも、どの学校でもやっていく必要があるということと、特別支援教室が全校展開になったことに伴い、誰もがしっかり理解した上で子供たちの指導に当たっていくことが重要ということで、この区立学校教育要領の中に示したところでございます。

続いて、各教科の標準授業時数のところでございます。新学習指導要領では授業時数を増加させています。概要版のほうに戻っていただければと思います。概要版の右下になりますが、新学習指導要領では授業時数が増となりましたが、教育要領では、これ以上時数を増やすということは、子供たちの負担にもなりますし、実際に35週で時数計上すると、教育課程上これ以上の時数はもう入らないというところもでございます。ですので国の学習指導要領が品川区の教育要領に近づいたということで、今回は、ほぼ学習指導要領に準じた授業時数としました。ただ、1年生に関しては、保幼小連携を進めてきたこともございますので、本区においては、年間34週ではなく35週、すぐに小学校に、前期課程に適應できるだろうということで、35週で時数計上しているために、学習指導要領よりも多い時数設定となっております。また、1、2年生については、1年生から英語科をやっているということ、また市民科をやっているということで、学習指導要領よりも時数が多くなっているところでございます。

長くなりましたけれども、品川区立学校教育要領の概要につきましては以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。この2年間かけて取り組んできたそれぞれの教科のまとめ、各学校から選ばれた教員が、さまざまな実践を通して、現状の背景の中で内容を見直したところが集大成されてできたということで、非常に多岐にわたり、また膨大で専門的な資料であったかなと思います。事前に各委員の方には資料を配付させていただいて、また担当のほうからレクチャーをさせていただいているところであります。

それに加えて、これまでのさまざまな教育委員会報告の中で、例えばオリパラ教育との関連ですとか、それから学力定着度調査との関連ですとか、授業評価の関連ですとか、いろいろな部分で内容的には出てきている状況もあります。そういったことを踏まえていただいて、委員のみなさんのほうで絞り込んで質問をいただければなと考えています。

本来ですと、国がこれをつくっているものをそのまま使っているわけですから、こういったようなことの検討はないんですけども、本区におきましては、この教育要領を独自に作成しているという経緯がありますので、これを決定していただくという状況が発生していることとなります。

それでは、どうでしょうかね。どなたから参りましょうか。職務代表からいくといきなり専門的な話になってしまうので、それ以外の方からいかがでしょうか。どうですか。

【海沼委員】 じゃあ一番初めにします。

【教育長】 それでは、海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 品川コミュニティ・スクールが今年度、全部始まりますよね。位置づけというのは、どこにどのように書いてあるのか、もう一度再度お願いしたいと思いますのでお願いいたします。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 23ページをご覧いただければと思います。第1章総則のところがございます。第5、学校運営上の留意事項というところがございますけれども、そこのアのところです。4行目、教育課程の編成、実施、改善等については、カリキュラム・マネジメントと関連づけながら実施するよう留意するとありますが、その直後に、本区ならではのところになりますけれども、「その際、各学校の校区教育協働委員会が行う学校関係者評価も関連づけ、社会に開かれた教育課程の実現に努めるものとする。なお、教育課程の実施に当たっては、学校支援地域本部を活用し、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等を行い、効果的かつ持続可能な学校運営体制が整えられるようにするものとする。」ということを明記してございます。

【教育長】 いかがですか、海沼委員。ここの総則が、おそらく各教科に共通に踏まえているスタンスを述べているところで、各教科になりますとかなり教科の専門性が出てくるようになるのでしょうか。今、指導課長から説明があった留意事項の1番のアの部分にも書かれておりますし、教育課程外の部分としてはウのところにも、地域との連携がやはり書かれている状況があるようですね。また、ほかにも例えば道徳教育においても、25ページになりますけれども、本区では市民科ベースでやりますが、25ページのところには、地域の行事への参加といったような体験活動の重要性みたいなものも出てきているということで、おそらくこの総則の中で地域という言葉を検索すると、かなりひっかかってくるんじゃないかなと思いますね。地域に開かれた教育課程をつくるということで、そのツールとしての品川コミュニティ・スクールとのかかわりを踏まえた上でこれがかかなりつくられていると。ここが今回見直された1つの視点ということで、ルネサンスの3つの柱に共通しているというつながりが出てくるということでしょうかね。

地域に関してはよろしいですか。

では、ほかの委員の方でいかがでしょうか。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 はい、それでは、塚田委員のほうからいきましょう。

【塚田委員】 よろしいですか。すみません。弁護士という立場で話すので、法教育というのはどっかで扱うんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 法教育につきましては、社会科でも公民分野でも行ってまいりますけれども、本区におきましては、市民科の241ページをごらんいただけますでしょうか。法教育ですとか、それから主権者教育のような教育課題につきましては、法教育はCの自治的活動の第3学年、第4学年のウのところをごらんいただきたいのですが、「社会的判断・行動能力」の「社会の規則や決まりを守り、公共意識を持って行動すること」というようなところや第8学年、第9学年のCのア「秩序形成能力」の「法や決まりを遵守するとともに、自他の権利を重んじ、義務を果たしながら社会の秩序と規律を守ること」というようなところで扱うことになります。また、内容が具体的にどういうものになるのかという

ことについては、これから市民科の教科書を改訂してまいりますので、その中で具体化していくことになっております。どちらにしましても社会科と市民科と関連づけながら行っていきたいと考えております。

【教育長】 いかがですか。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ。

【塚田委員】 最近、弁護士会では、主に中学校になりますけれども、法教育の出前授業を弁護士がやっているというようなこともありまして、結構この分野に関心を持っている弁護士がいるんですね。それと、先ほどちょっと山本さんにもお渡ししたんですけども、何か日弁連で、漫画で、弁護士ってこういうことをやっているんだよというの、何か小学校に配布したとか書いてありましたけれども。何かそういうこともありますんで、そういう視点も持っていただけたらと思います。

【教育長】 今、租税教育ですとか、そういった世の中の中の仕組みにかかわる内容を結構、外部の方をお呼びして学んでいるという学校が増えてきている状況がありますので、区内でもそういった弁護士の方が授業に入っているなんていうケースがあるとは思いますが、事務局のほうで把握しておりますか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 その時々、さまざまな形になりますけれども、実際に法務省の方が法教育に来ていただけるケースも過去に実際にごございましたし、あとはもうそれこそ地域で、実際に弁護士をされている方がいるケースなんかも、ゲストティーチャーという形でご協力をお願いするケースもあろうかと思えます。また、今ご紹介いただいたような出前授業の形の部分で、今後新たに公民だけでなく市民科の中でいろいろお願いする場面も出てくるのではないかと把握しておりますので、これまでも結構、一律で同じ内容ということではなくて、それぞれの学校が工夫する中で、弁護士の方であったり、あるいは法務省の方であったり、そういった形で法教育あるいは主権者教育、さまざまな形で実際に来ていただいている実例がございます。

【教育長】 今の話、その前の指導課長の説明にもありましたけれども、社会科で知識・理解を中心に学んだ内容を具体的に市民科の場面で活用したり体験していくという、その組み合わせをできるという面では、今カリキュラム・マネジメントという言葉が言われているんですが、この教科を超えてつながりを持って学ばせるというのが、品川のカリキュラムでは非常にやりやすい形になっているのではないかなと思います。

余談ですけども、品川コミュニティ・スクールをつくったときに、校区教育協働委員の中に、ぜひ弁護士の方を地元でいらっしゃったら入れてみてください。会計士の方でも結構です。要は、ある程度リーガルマインドをベースに物事を切っただけの方が入ると、また強味が増しますよというようなこととお話ししたことがあるんですが、なかなか弁護士の方も忙しくて。そういったこととかかわれるという方は、何人かいらっしゃるみたいですけどもね。うちには教育委員会として弁護士のスタッフも、委員ではなくておりますので、学校としても何かニーズがあれば、そういう形での行為はできるかなと思いますけれども。法教育は主権者教育という大きな教育課題とも相まって、これから重要になってくる視点かな。そういったところもしっかり位置づいているということによろし

いですかね。

お待たせしました。富尾委員、いかがでしょうか。

【富尾委員】 すみません。特別支援教育のことについてですけれども、今回、前回、一貫教育要領の中で別冊であったものが、特別支援教室の全校展開に伴って、このように1つにまとめていただいたということで、とてもよかったんじゃないかなと思っています。

ちょっと細かいことになりましたけれども、特別支援のことに言っていると、それぞれの指導項目に関して、1、2、3及び4学年と5、6及び7学年、8及び9学年というカテゴリーに分かれているんですが、それぞれの発達段階がばらばらだからこそ、この学年に合った指導目標を持ってもなかなかそれに即して指導が難しいんじゃないかな。この子は今は、この分野は1学年のところなんだけれども、ほかのところでは8、9学年のところまでもう達成できているし、それが目標になるかもしれないみたいなことがあるので、この項目の目標が学年別ではなくて、例えばステップ1、ステップ2、ステップ3みたいな形のほうが実際的には使いやすいんじゃないかなとちょっと思ったのが1つあったんですけどもいかがでしょうか。

【教育長】 センター長。

【教育総合支援センター長】 今回も検討の中で、そのような意見も討議してまいりました。また前段として、小中一貫教育要領の別冊として考える際も4、3、2のくくりと、実際の個々はまだそれぞれみんな発達段階が違う部分を見ると、特別支援学校の教育要領で示すように、発達段階、要するにステップに分けた表でいくという考え方も検討の中では出てまいりましたが、特別支援学校の要領というのは、ほぼ発達段階で出ておりますので、文部科学省の教科調査官のほうといろいろ、何ていいますか、助言をいただいたりしているケースの中で、品川としてはやはり4、3、2のステップへ行く際に、教員が1つの目安として、まず共通理解の、指導がばらばらにならないように、そうでなく何でもあり、その子に合わせて発達段階、別に何でもありという実態よりも、まずは品川としては、この学年はこれを目指しましょうという基準があったほうが、それに照らして一人一人個々の実態に応じた丁寧な内容、配慮を考える、個別指導計画を考えやすいのではないかと結論から、今回の要領でも4、3、2の部分そのまま枠組みとしては大切にしております。

なお、特別支援学級を卒業した子の大半が都立の特別支援学校の高等部あるいは職業学科のほうに進むケースが多いです。そちらのほうも今回、特別支援教育の教育要領のほう、実際に高等学校の数学との関連をどのように生活に役立てるかという関連で見直しが見られた部分がございますので、例えば数学の数量計算のところ、高等部では電卓を使ってやっていく。どのように生活の中に落とし込むかということを中心に文部科学省は考えております。それに照らしますと、例えば261ページ以降、さまざまところが載っている中で265ページをごらんください。金銭について、買い物1となって出ていますね。この中でやっぱり、まず4年生段階だったら、コインの金種がしっかりわかる、そして5、6、7年生だったら、1,000円のお買い物がしっかりとできる、そして9年生までに5,000円、1万円のお買い物までしっかりとできることで、その後の高等部に進んでから、特別支援学校高等部になってから、今度は電卓を使って自分のお給料が時給計算までできる。時給幾らだから、何時間週に働いているから幾らのお給料を得ているんだよというよ

うな実際の社会生活に役立つ、特別支援学校の学習指導要領につながるものと考えております。

以上です。

【富尾委員】 わかりました。

【教育長】 いいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 基本的に特別支援教育、教室もそうですけれども、個の指導というのがベースになります。ただ、やはり要領としての1つの考え方はここに示しておきながら、あとは個別の指導計画等をそれぞれつくっていく部分がありますでしょうから、そちらのほうで具体化していくという形をとるようになるんでしょうね、これはね。

特支に関しては、菅谷職務代理、何かありますか。

【菅谷教育長職務代理者】 今の論議を聞いていて、私自身はやっぱりどっかにスタンダードとなるものがなければ、個別の指導を受けるものがないんですよ。つくりようがないんですね。だからやっぱりこういうふう基準としてつくっておくと。ただ、学年に応じて、個に応じてものすごく違いがあるんだということがわかっていながらつくっているんで、そのこのところの使い方はいろいろあると思う。やっぱりきちとした目標を立てておかないとかなないのかなという感じがしますね。そういうふうやってうまくいかないというのが特別支援教育ですしね、いずれにしろ。宿命なんですよ。でも、それに頑張っている先生方がいろいろ多いということも事実ですしね。

【教育長】 では、続けて職務代理、どうぞ、たっぷりと。1時間ぐらいやっていただいて結構です。

【菅谷教育長職務代理者】 たっぷりと聞きたいこといっぱいあるんですが、一番最初の、非常に古い話で、平成15年からスタートした一番最初のところ、私もこの委員にかかわってやってきたもんですから、大変なご苦勞の中でやられているということはよくわかります。普通の、簡単に、こんなところ、できていないんじゃないかという言い方はできないんで、したくありませんので。

1つ、理科のところだけ。もう一つありますけれども。そのことをお聞きしたいと思います。104ページ、105ページに関して、いわゆる粒子性について。粒子性ってちょっとわかりにくいですが、いわゆる化学の中身です。これを小学校から中学までの一貫した形の流れの中で、どのように教えていくかということを一覧にした単元の配列なんです。この中で、さっきの指導課長の説明の中にもあったんですが、重点案を置いていますね。その2つあるんです。その1つが金属であり、もう一つは空気の重さなんです。そこに、3年生と6年生にそれを置いたという、僕はすごくわかる、イメージはね。そのことをもう一度ご説明いただけると。なぜそこに置いたほうがいいのかということをお聞きしたいなという感じがします。

【教育長】 指導主事。

【指導主事】 菅谷委員の質問についてなんですけれども、もともと金属の種類と性質については4年生に、小中一貫教育要領では位置づけていました。部会の中で、これは3年生の理科が始まった最初に持ってこようということで議論させていただきました。その理由は、この前に物の重さというのを学んで、物にはいろいろな種類があることを3年生

の一番最初に学びます。その中にプラスチックであるとか、紙であるとか、土であるとか、金属であるとか、さまざま出てくるんですが、一概に金属といったときに、金属でもいろいろな種類があるんだよということまで押さえておきたい。7年生になったときに、金属を改めて勉強するんですが、金属であれば何でも磁石につくと勘違いしている生徒も多数いるということで、中学校の教員も感じています。3年生の最初の段階からいろいろな種類があつて、磁石につくものもあれば、つかない金属もあるんだということをしつかり押さえておきたいということ。それからこの金属を学ぶことで、4年生以降の電気とのかかわりであったりとか、その先につながっていくということで3年生に位置づけたという経緯があります。

また6年生の空気の重さについてですけれども、現行の小中一貫教育要領、学習指導要領もそうなんですが、粒子の概念というのが盛り込まれてきました。空気というのは、日常目には見ることはできないんですが、その目に見えないんだけど、物質として存在していて重さがあるということを、この小学校の段階で押さえておきたい、それを中学校のほうにつなげていきたいという思いから残してあります。

この構成の116ページ、117ページをお開きいただきますと、追加単位と他の単位とのかかわりというのを線でつないで見えるようにしているんですが、例えば6年生、ちょっとページの境目に来ているんですけれども、空気の重さ、6年生のところにあります。これが8年生の気象観測のところ、ここで気圧というのを中学校で今度は学ぶことになっています。今まで7年生で、力の単元で気圧を学んでいたんですけれども、今度は8年生に移行になりました。ちょっと単元は粒子の領域から地球の領域と離れてしまうんですけれども、ここにつなげていくんだということをしつかりとここでは明記させていただいて、指導に役立てていきたいということも考えました。

【菅谷教育長職務代理者】 その指導に関しては、例えば何か副教材を用意して、よりわかりやすく理解させるような工夫は考えているんですか。

【教育長】 指導主事。

【指導主事】 こちらの追加の単元については、教科書にはございませんので、追加で、冊子ではないんですけれども、プリント教材で学ばせて、しかも3年生で学んだ金属の種類が、裏返すと7年生でまた出てくるとか、空気の重さをやると、8年生のここにつながる。8年生になったときに同じものを配って、6年生のときにこれを勉強したよねというようなことがわかるような教材にしたいということで、部会では案が今提案されています。

【教育長】 どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 まだいっぱいあるんですけれども。今のほんとうにね、ないものを入れているというのはすごく、やっぱり品川区だからできることなんです。ほかのところではできなくて、こういうのは大事だから入れるというのは、僕は非常に考え方としてオーソドックスだし、そこは遠慮しないでいいなと思っています。この116から117のところの関連図ということ、これが小中一貫教育の、いわゆるこれは9年間、一、二年はないから7年間なんですけれども、その一貫した意味合いがここにきちんと凝縮されていると思うんです。ないものを先生方が授業でやらなきゃならないときに、何を根拠にするかというところの話をちょっと1つしたいと思うんですが。

今回のこの教育要領って、この教育要領をつくったことで教育が成り立つということで

はないんです。これはスタートなんです。入り口なんです。これを見て先生方がどういう工夫をなさって授業をするかということが本則というのかな、一番大事なところじゃないかなと私は思うんですね。そのために教育委員会は、こういうものをつくってこうやってくださいと。研究会と一緒に頑張っていきましょうという話になると思うんですよ。そうすると、やっぱり指導案にしてもこういうようないい方向があるよということを、今の先生方、この学習指導要領の品川版をつくってきた人たちというのはすごくやっているんですよ。100人からの方が今やっていますけれども、品川の場合、大体900人を超す人数の先生方がいるんですね。ほかの先生がかかわっていないということは、もっとかかわってくださいよということなんで、少なくとも電子ベースか何かで、その指導案というのを皆さんが共有するような世の中になってきたなという感じがするんですね。私がやったころには、まさかそんなことはできない。非常に紙ベースでやるしかないから、なかなか人のやったことをうまく利用できないということなんです。品川だけであっても新しい教育課程についてのものだけでもいいから皆さんで共有して、特に小学校というのは全科の先生がやるわけですね。理科の専科だけでやるわけじゃないから、皆さんにわかっていただくということが必要なと思います。

これはお答えしなくても、そのとおりにやと思っていますから安心していただけますね。

【教育長】 要望ですね。

【菅谷教育長職務代理者】 もう一つ、これ、さっきから、いろいろなことを言いたい、言いたいというか知りたいことはいっぱいあるんですけども、1つ市民科のことです。今回の目玉は、一貫プランというのが出てきたと思うんですよ。外から見たときに、中にいる私たち品川の人間にとっては、市民科というのはいよいよ平成17年から実施していますからわかっているんです。市民科の中身が、外に宣伝するとき、申し上げるとき、道徳と特活と総合的学習の時間を一緒にしたものですよということになれば、その中に道徳の中身は当然入っています。特活の中身も当然入っています。見えないのは、総合的学習の時間の中身が見えないんですよ。これ、多分今回は、一貫プランと書いてあるのはちょっとしかないから、スペースで全部書けないんで書いていないと思うんですけども、国が学習指導要領を変えた。中央教育審議会の中でこれからのいわゆる教育の中身について論議したときに、皆さん方ご存じだと思うんですが、教える内容については学習指導要領ですね。ただ、今回の指導のいわゆる内容を並べたものじゃないよというのが学習指導要領の物の考え方ですね。その中で何をできるようにしていくかという視点でつくろうというのが今回の学習指導要領。次に誰が教えるかということになると先生が教えるわけですよ。その先生が、その資質を持っていないとできないので、いわゆるアクティブ・ラーニングでも何でもいけれども、そういう能力を身につけなさいということですね。大学の教職課程の先生、教職課程の中身まで今回変わりました。31年から、そういう変わった中身で指導する。そのときに一番大きな中身は、今までなかったものが、大学の教職課程の中に入れなさいよという非常に大きな強いのがあるんですね。これが総合的学習の時間の指導法なんです。その指導できる先生をつくりなさいと。これは非常に強い責めです。それは何かというとわかると思うんですが、いわゆる探求的な学習。課題の学習。いわゆる主体的な学習をできる子供たちをつくりましょうという発想なのね。何をやれとい

うことじゃない。そういうことができる子供を養成するとなれば、市民科の中で総合的学習時間にかかわることを強く出しても私はいいいのかな。だから一貫について、先ほどご説明あったように、そのことについても含めて、これからの、まだまだすぐ実施するんじゃないなくて、30年、31年、移行期間で32年から実施ですから、その間に、総合的な学習時間で求めることはやるんだよというような形を強く出してもいいんじゃないかなという気がするんです。多分、教育長もそのようにお考えだと思いますけれども。

【教育長】 移行期間が2年間あるということは、そこでさまざまな模索ができる。こちらの家庭科のところにも、技術・家庭のところを書いてあるプログラミング学習なども、来年度モデル校が6校でしたっけ、できますから、そういった学校を中心に、もちろんほかの学校でもやっていいんですけれども、さまざまな取り組みを、どの教科でどういうことができるのかというのを模索していきながら、月1回の教育会ですとか、そういうところで情報共有していく、それが必要なとは思いますがね。

今の菅谷職務代理のコメントに対して事務局のほうから何かありますか。

指導課長、どうぞ。

【指導課長】 総合的な学習の時間で求められている課題発見や探究、そういったものについては今回、市民科の内容に明記しました。247ページなんですけれども、市民科の学習課程として、ちょうど247ページの真ん中より少し下のところなんですけど、ステップ1把握、ステップ2認識、ステップ3習得、ステップ4実践、ステップ5深化というところなんです。現行では手引きには書いてあるんですけれども、これが「小中一貫教育要領」には書かれていなかったのが今回の教育要領にしっかり書くことによって、市民科学習の中でも課題発見、そして課題解決を行っていくということが分かるようにしました。つまり、総合的な学習の時間で求められている内容について市民科でやっていくということを明確にしたところなんです。

【教育長】 基本的に要領というのは内容表記だけれども、ここに過程も示して、よりわかりやすくしているということですね。それが新しい国の学習指導要領の方向とも合致するだろうという考え方だと思うんですね。

【塚田委員】 ちょっと今の。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 お話と関連して、この間、大井第一小学校に行ったんですけれども。

【教育長】 訪問で。

【塚田委員】 そこでクモの糸を研究しているお子さんがいるんですね。

【教育長】 子供がね。

【塚田委員】 いやあ、あれ驚きましたよね。それで何か東京都の賞か何かもらったんですかね。そういうあれなんですけれども、特殊な例なんですかね。

【教育長】 探究的な部分ですね。

【塚田委員】 探究的な。

【教育長】 事務局、何か情報ありますか。今の件につきましては、

センター長。

【教育総合支援センター長】 今ご案内いただいたお子さんは、小中理科の合同発表会でも非常にとてもいい研究内容で発表してくれましたので、品川区の代表ですけれども、

都のほうでも教育委員会の賞を受賞するという、非常に優秀な論文でした。今回はそのお子さんの個人的に一生懸命研究してくれた点があるみたいですが、市民科の中では、また今度逆に、中学校区としてどういう児童生徒像を求めるかという1つの方向性を持った中で、各学校の中で、発達段階に応じて探求的に何を求めていくのか。それはその学校の特色ある教育活動の内容の1つの大切な柱として取り組んでいくことになるかと思います。また、そういった中で、どんな指導方法が有効であるかという部分は、さらに今後1年、2年かけて、さまざまな学校がいろいろな、既に持っているいいものもありますので、それは多分、市民科部会、教育会の中で毎月の中で情報は共有しながら、それこそ例えば教材、プリント、指導案集なども、もうデジタル的に共有できるようになっておりますので、深めてまいりたいと思います。大井第一のお子さんのようなケースはさらに、発展的に、ベースがあった上で個々の研究内容もさらに深まってくるのではないかと思います。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 一人一人の子供たちのそういう力を具体的に身につけていくというのが教育の目標になるのかなとは思いますが。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【富尾委員】 すみません、何か細かいことになるんですけども、国語と算数のところに、例えば44ページの指導計画の作成と内容の取り扱いというところの(7)なんですけど、低学年においては、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育てほしい姿云々と書いてあるわけなんですけども、実際、これは学校教育要領なので、先生方が幼稚園教育要領等というのをご存じなのかどうかということをやっと伺いたかったんですけども。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 全ての区立小学校と義務教育学校前期課程に幼稚園教育要領をお送りしております。それから品川ではジョイント期カリキュラムも含め、「のびのび育つしながわっ子」を作成しており、安心して小学校につながられるようにしています。これは小学校や前期課程の先生方と保育園・幼稚園を結ぶものとして作られておりますので、どちらもお互いの状況をよくわかっているということでもあります。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 それも見直しをしながらということなんでしょうけれどもね。ジョイント期プログラムをやはり低学年を持つ先生方を中心に理解を広めていくというのもこれ、教育会の役割なんだろうね。今年度ですと教育会の中に幾つか部会があるうち、幼稚園と小学校の低学年を合わせた部会が1つあるんですよ。そこで毎月、今のお話があったような内容を研究しているというような状況がありますので、そういったところにも多分つながっていくかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 はい、どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 品川区独自のものというお話が何度も出てくるんですけども、どの程度まで独自性が出せるのかというのはどうなんですか。範囲といいますかね。

【教育長】 総括的にまた具体的に話をさせていただけるとわかりやすいんですけども

ね。どなたが説明されますか。

指導課長。

【指導課長】 もちろん学習指導要領に則ってつくっておりますが、例えば、英語科、1年生から英語科を行っておりますし、それから市民科、学習指導要領では、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動をミックスしたものを市民科としており、これは本区独自の教科です。文部科学省に教育課程特例を申請し認められないと実施することはできません。本区では、この教育課程特例が平成20年度から認められており、例えばこうした英語科ですとか、市民科ですとか、ステップ学習ですとか、そういったものを含めて一貫教育に資する内容ということで国から認められています。ただ、義務教育学校については、教育課程特例が外れ、各自治体の判断で実施していいですということになっていきますので、この6校につきましては、平成28年度から教育課程特例の申請を行っておりません。

以上です。

【教育長】 申請は行わないんですが、教育要領に則ってやっていただくということにはなっていますけれども、その学年に必要な内容はしっかりやってもらって、その上で上からおろしてくるですとか、それから体系を変えて市民科で実施するとか、そういったところが特例で許されているという形になりますでしょうかね。

ガイドラインはいかがですか。

【指導課長】 はい。今のところは。

【教育長】 どれをやっても切りがないところがありますよね。多分、菅谷職務代理はまだまだいっぱいあると思うんですが、もう論議を始めて1時間以上経過しているという状況がありますので、今回のこのルネサンスからおりてくる3つの柱との関連ですとか、それから国の学習指導要領の改訂との関連ですとか、具体的なそれぞれの中でどのような特徴があるのかということあたりも、共通認識が大分増えてきたんではないかなと思います。

1つだけ、これまで体育／保健体育にあった武道の学びが今回、市民科のほうに移っている状況がありますよね。これについて事務局のほうで、もうちょっと説明していただけますか。

指導課長。

【指導課長】 やはり武道に関しては、先ほども少し申し上げたんですけれども、日本の伝統文化ということで、うちの特色として残したいという部分がございます。ただ、体育なんですけれども、1年生からずっと105時間、105時間、105時間と来ているんですが、5年生、6年生だと90時間に減ってしまうんですね。7年生になると105時間と戻るんですけれども、この5、6年生の時数がほかの体育の授業、競技等にも影響を与えてしまうというところがあります。武道については7年生以上になると、保健体育の授業の中で取り入れられているんですけれども、競技としてというよりは日本の心を学ぶですとか、礼儀作法を学ぶですとか、そういったことを市民科の中で学ばせたいということで、あえて市民科として残した部分になります。同様に「道」ということで、茶道も一緒に市民科の中で学ばせていくということで入れております。

【教育長】 このルネサンスの柱の緑のところにある伝統と文化を尊重するというね、

子供を育てるための特色ある活動として3年生での茶道、そして5年生からの武道というのは品川の一貫教育要領の特徴だろうと思いますので、ただ、体育における武道ということになりますと、これ、技能の高まりというのも当然、教科の特性として求められてこななくてはならないでしょうから、そうなってくると、果たしてこの短い時間の中で、体験はできるかもしれない、作法は学べるかもしれないけれども、技能の高まりまでどこまで行けるかという、これはなかなか体育の中に置いておくのは難しい状況があるのかなと思って私もこれまでずっと見てきました。そして、これを5年生段階としては体験という形で市民科の中で、ステップの中の1つの場面として位置づけて、伝統文化を理解する材料とし、技能としては中学で考え方とか学び方を身につけていくというステップを踏むほうが、よりわかりやすく、また現場でも指導しやすいんじゃないかなという思いを持ちました。

それでは、約70分間ということでありましたが、さまざまなご意見を頂戴してありがとうございます。多分尽きない部分はあると思いますけれども、またこれから具体的に学校現場での授業を見ていただきながら、その都度この教育要領に振り返る部分もあろうかと思っておりますので、そういったときにまた私どもも認識を深めていければと思います。

この第15号議案につきましても、裁決していきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決したいと思います。第15号議案 品川区小中一貫教育要領の改訂について、本件は議案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項の1、平成29年度教育次賞の受賞者について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から平成29年度教育次長賞について報告いたします。お手元の資料をごらんください。資料10番になります。教育次長賞は、品川区教育委員教育次長賞実施要綱に基づき、毎年実施している褒賞です。対象は、管理職員を除く教育委員会事務局職員及び学校等勤務職員になります。各校より推薦のあった職員の中から、功績に応じて毎年5名程度を選考し、人事課で協議しています。今年度は教諭2名、用務主事1名、事務局職員1名の計4名の受賞が決定いたしました。各受賞者の功績内容については概要を説明いたします。

それでは、1番をごらんください。第三日野小学校、関さとみ主任教諭は、図画工作の学習を中心に、創造性育む学習活動に尽力し、想像力を育むダイナミックな教育活動を展開してきました。また、教育会では、図画工作美術研究部の事業部長として、図画工作教育推進の中心的な役割を果たしてきました。

続いて2番です。第四日野小学校、足助麻里、主幹養護教諭でございます。国と区の健康教育推進に尽力し、区では教育会保健部の研究リーダーとしてがん教育、ストレスマネジメント、LGBTの理解など、新しい健康問題解決のための指導を推進しました。今年度は健康づくりを推進してきたことが認められ、全国健康づくり推進学校表彰において優

秀校に導きました。

続いて3番になります。第二延山小学校、長岡寿和用務主事です。長年にわたる勤務の中で培ったすぐれた技能を十分に発揮し、職務に精錬しました。清掃、修理、修繕、制作の質は極めて高く、児童の安全を第一に考えて施設整備の状態に留意し、環境整備に努めました。

4番目です。教育総合支援センター、北崎好美です。小学校前期課程の特別支援教室の開設準備と各校へのフォロー、次年度に向けて中学校後期課程の特別支援教室の開設準備のためのインフラ整備や詳細な計画、膨大な事務を適切に処理しました。

以上の4名に対して、3月23日開催予定の表彰式において、教育次長より受賞者へ賞状の授与を行います。

説明については以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いします。

【海沼委員】 すみません。

【教育長】 どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 第四日野の足助先生って、たしかリボンか何かを使って、身長を入学したときと卒業するときですか、それを行った先生でいらっしゃいますね。違いますか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 先生がおっしゃるとおりで、卒業するときにプレゼントにリボンをする。それ離すというか解くと、1年生のときと6年生のときの身長差の長さになっている。そういうことを全国で始めたという先生でございます。

【富尾委員】 こんなに伸びたのよって。

【海沼委員】 テレビで見て初めて、そのときに、いいことされているなど思ったもので。そうするとこんだけ小学校のときに伸びたんだというのがすごいよくわかると思いました。

【教育長】 こういういい話は、やはりうれしいことですね。

【海沼委員】 うれしいですね。

【教育長】 ほかにいかがですか。

どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 この表彰された方についての一般的な公表というか、学校にいる子供たちに知らされたりとかすることはあるんですか。学校にいる子供たちだったら、先生が表彰されるとうれしいだろうなと思って。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 学校内で多分、校長先生の判断によって周知したりしなかったりと。特に教育委員会から何か周知をしてくださいというところの指示はしておりません。

【教育長】 やるとすれば全校朝会とか、そういうときにということなんでしょうけれどもね。学校によりますでしょうかね。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、平成29年度教育次長賞の受賞者につきましてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は終了いたします。

次は、日程第2、報告事項の2、学事制度審議会第18回の報告についての説明をお願いいたします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは、学事制度審議会第18回のご報告をさせていただきます。第18回は3月の2日の日に開催されました。内容は、3番、議題に書かれておりますとおり（1）最終答申（案）についてということで、これは2月から引き続きということで、2月の審議会ですまざまご意見いただいたものを整理いたしまして、改めてご確認をいただいたものでございます。当日のご意見としましては、中に使われている図表等のわかりやすさ等のご指摘ですとか、あるいは個別の文章表現の正確性等、幾つかご意見をいただきましたけれども、2月までの段階でご審議いただいていたので、それをまとめておりますので、基本的な考え方、方向性についてはご了解をいただいたものでございます。

あわせて議題、2つ目がパブリックコメントの意見に対する回答（案）ということで、9月に中間答申が出されまして、それに対してパブリックコメントを実施いたしまして、さまざまなお意見をいただきました。このパブリックコメントにつきましては、審議会としてではなく教育委員会、行政体として実施をしておりますので、最終的にこれに対する回答というのが行政のほうで、教育委員会として責任を持って行うものではございませんけれども、中間答申に対してのパブリックコメントでございますので、その回答を今後していくに当たりまして、審議会での考え方とそごがないかという観点で教育委員会側の考え方についてご確認をいただいたところでございます。基本的にはこちらのほう、幾つかご意見いただきましたけれども、基本的にはご了解をいただきました。

今後の予定でございます。来週、3月の22日にこれまでの議論の集大成ということで、最終的な最終答申もいただくという形で現在、整理を進めている状況でございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。何か質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、学事制度審議会第18回につきましてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 本件は終了いたします。

日程第2、報告事項3、平成29年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についての説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、インフルエンザ様疾患による臨時休業設置状況についてご報告いたします。本日配付の資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

【教育長】 席上配付。

【学務課長】 資料12と。よろしいでしょうか。

【教育長】 どうぞ。

【学務課長】 1月15日の週に警報レベルまで上昇した今シーズンのインフルエンザですけれども、ここに来て急激に全体の患者数は減ってきたという状況でございます。前回2月20日にご報告した際は、ナンバー72の大原小学校まででしたけれども、昨日の時点でナンバー78の大井第一小学校までということで、この間、発生件数は少なくなっ

ています。現在のところ33校、90学級となっております。小学校は25校、中学校3校、義務教育学校5校です。全体では1年生から4年生が74学級で、全体の82%ということで、低学年で感染が広がったということでございます。9年生では、今のところまだ出ていないということでございます。前回の報告時点で昨シーズンを若干上回っておりましたけれども、今の段階では逆に若干ですが昨年より少ないという状況になりました。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質問をお願いいたします。

これ、9年生が少ないというのは、何か要因がございますか。

学務課長。

【学務課長】 おそらくやはり受験が控えているということで、家庭も本人も学校も、全てに対して予防の意識がやっぱり高まるのではないかとということで発生が。中には休んでいる方もいらっしゃいましたけれども、学級の2割にまで達するような、そういった感染をすることはなかった。あるいは感染した方も、他人に迷惑をかけちゃいけないということで速やかに休むと、そういった措置はとっているんじゃないかなということが想像されます。

【教育長】 体力的にも非常に高まってきているという状況はあるのかもしれませんがね。

【菅谷教育長職務代理者】 教育長、現実的に。

【教育長】 どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 9年生は試験がありますでしょ。休みにしにくいんですよ。休みにして、何月何日から何月日まで、そういうふうに一斉にしにくいんです。受験期間は長いですから、ただ授業日数のこともあるし、やりにくいということが事実ですね。だからまあ……。

【教育長】 時数としてはいても、こういう形には上がってこないようなこともあるかなというところですね。

【菅谷教育長職務代理者】 一斉にはやりにくい。

【海沼委員】 そういうことですね。

【菅谷教育長職務代理者】 そういった面がありますよね。

【教育長】 なるほど。ちょっと困りますね。

【富尾委員】 しょうがないですね。

【教育長】 どうでしょう。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、平成29年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は終了いたします。

次は、日程第2、報告事項の5、目黒サービスコーナーの開設について説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では、私からは目黒サービスコーナーの新規開設についてご報告させていただきます。資料の14をごらんください。ただいま品川区では利便性の高い駅前に行政サービスコーナーを設置しているところです。大井町と武蔵小山に続きまして3カ

所目としまして、目黒駅前にサービスコーナーを4月7日に開設いたします。こちらにつきましては、戸籍・住民票の写し、印鑑登録証明書の発行とともに、図書の取り次ぎサービスを行う予定でございます。こちらについてはインターネットで予約した本の受け取り及びその返却を行う予定でございます。図書館といたしましては、取り次ぎサービスコーナーを大崎駅西口に2月19日に開設しておりますので、図書館にとっては4カ所目の取り次ぎサービスのコーナーという形になります。

運営形態につきましては、窓口業務運営委託を行いまして、取り扱い時間は記載のとおり、月曜日から金曜日は午前8時から午後7時、土日については10時から3時で行う予定でございます。所在地は上大崎3丁目、目黒セントラルスクエア1階で、裏面に地図をつけておりますが、目黒駅からすぐ近く、駅とちょっと離れますけれども、駅前にあるビルの中でございます。こちらについての周知につきましては、4月1日号広報で周知をする予定でございます。

ご報告は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

どうぞ。

【富尾委員】 すみません、サービスコーナーについてなんですけれども、業務内容の1の戸籍とか住民票の写し等の行政サービスに関しては、最近コンビニエンスストアでもマイナンバーカードを使うとできるようになっているので、図書の取り次ぎサービスを目的としたもので開始されたものなんですか。どうでしょうか。

【教育長】 図書館長。

【品川図書館長】 委員ご指摘のとおり、一般の戸籍・住民のサービスにつきましては、コンビニでの取得はもう可能になっているところではあるので、そういう意味では、拠点としては幾つもある状態なんですけど、以前に設置しました大井町や武蔵小山が、マイナンバーでのコンビニ交付等が行われる前でしたので、そういう意味で、その引続きのサービスとして、戸籍住民課主導で目黒のほうのサービスコーナーも設置している状況でございます。これからのマイナンバーでのコンビニ交付の状況を見て、今後の動きというのはまた変わってくる可能性はございますが、その流れの中で今回4月については同じようなやり方で、戸籍・住民サービスと図書の取り次ぎと併用させていただいての設置ということになってございます。

【教育長】 これをやろうという状況の中で、世の中がどんどん変わってきている部分があったということでしょうかね。

ほかにいかがですか。

さっき図書館長の説明では4カ所目って言いましたかね。ペーパーのほうは3カ所目となっているんですが、これは。

図書館長。

【品川図書館長】 図書館として3カ所目の大崎駅西口図書取次所につきましては、行政サービスコーナーではなく純粋に図書館が所管している取り次ぎだけのコーナーで、大崎子ども図書室という形をとり、親子で楽しめる児童書だけを置いた図書の閲覧ができるようなコーナーであるとか、ちょっとした打ち合わせができるようなスペースを持っているような形になりますので、若干毛色が違ったような施設を図書館として持っているの、

図書館側としては4カ所目、戸籍住民課側としては3カ所目という形になってございますので、それでちょっと説明を変えさせていただきました。

以上でございます。

【教育長】 ほかの方はよろしいですか。

【富尾委員】 はい、わかりました。

【教育長】 それでは、目黒サービスコーナーの開設につきましてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は終了いたします。

そのほか、ございますでしょうか。

(「特にございません」の声あり)

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり非公開の会議に移りたいと思いますので、傍聴の方はご退室願います。

(傍聴人退席)

— 了 —